

平成 25 年 8 月 30 日

副業を希望する消費者にウェブサイト開設を持ちかける 「株式会社リミテッド」に関する注意喚起

本年 1 月以降、ウェブサイトを利用した副業に関するトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社リミテッド（以下「リミテッド」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

（注意喚起の要旨）

- リミテッドは、求人情報誌や求人サイトで「メディアリクルート運営事務局」や「イノベーション運営事務局」と称してメールマガジン（以下「メルマガ」といいます。）作成のアルバイトを募集し、消費者との接触のきっかけにしています。
- リミテッドは、応募した消費者に対し、メルマガ作成とは別にウェブサイトを利用した副業をすれば、収入が上がると持ちかけて、ウェブサイト開設を契約させています。その際、ウェブサイトを利用した副業のあっせんをリミテッドが行う、一定期間内にウェブサイト開設費用相当（30 万円～40 万円）の収入が得られなければ、その費用について全額返金することを保証するなどとして、消費者を安心させます。
- ウェブサイト開設後、リミテッドは、ウェブサイトへのアクセスが困難になったと言って、ウェブサイトを搭載するサーバーの容量拡張等の追加契約を締結させています。その際、追加契約を結ばない限り、その後の報酬はないと説明しています。
- 消費者がウェブサイトを開設しても、それを利用した副業がリミテッドからあっせんされた事例も、開設費用以上の収入を得ることができた事例も、ともに確認できませんでした。さらに、一定期間後、約束していた全額返金が行われた事例もありませんでした。
- リミテッドの代表者は、知人を介して面識のない者（以下「リミテッド事業者」といいます。）から頼まれてリミテッドを設立していました。
- また、リミテッドが求人情報誌や求人サイトに掲載している連絡先は、電話レンタル事業者や私書箱事業者のものであり、それらを複数利用してリミテッド事業者の所在が分からないようにしていますので、リミテッドが適正な事業活動を行っていないことが認められます。リミテッドが行うウェブサイト開設の勧誘には応じないようにしましょう。
- この件と類似の取引の勧誘を受けた場合は、消費生活センターに相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03 (3507) 9187 FAX : 03 (3507) 9287

副業を希望する消費者にウェブサイト開設を持ちかける 「株式会社リミテッド」に関する注意喚起

本年1月以降、ウェブサイトを利用した副業に関するトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社リミテッド（以下「リミテッド」といいます。）の取引において、消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げることを）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社リミテッド
所 在 地	東京都八王子市
代 表 者	天野 義孝
資 本 金	1 円

2. 具体的な勧誘事例

事例 1

- (1) 消費者は、メールマガジン（以下「メルマガ」という。）作成のアルバイトを募集するメディアリクルート運営事務局（以下「メディアリクルート」という。）の広告を見て電話をし、労働条件を聞いてみると、1日1～2時間働いてもらうだけで、時給は800円、アルバイトを行うに当たっての費用は一切かからないなどと言われたことから、これに応募した。3日間の研修を受けて、1千円～2千円の金銭をもらった。
- (2) その後、消費者は、メディアリクルートの担当者から、自分のウェブサイトを開設すればメルマガ作成よりも稼げると言われた。このウェブサイトの開設費用を聞いたところ、34万円が必要だと言われた。消費者が研修中に作った文章によって、1日で数万円を稼いだなどという話を聞かされていたので、34万円を支払ってもすぐに元が取れると考え、また、30日が経って元が取れなかった場合は開設費用を全額返金する保証を付けるとも言われたので、開設を承諾した。その時点で開設費用34万円が手元になかったため、メディアリクルートから言われて、消費者金融から34万円を借り、リミテッド名義の口座に振り込んだ。
- (3) 消費者は、商品の紹介文章を作って自分のウェブサイトに掲載し、その文章を見た第三者が商品を購入した場合に、その収益の一部が得られると理解していた。

数日後、ウェブサイトが開設されたとの連絡が入り、そのウェブサイトのURLが送られてきた。そのURLでそのウェブサイトを確認すると、別人の文章やバナー広告が貼られているだけで商品が売られているようには見えなかった。また、この頃、

「自分が好きなものについて」というテーマで文章の作成を指示されたが、そのような文章は、自分が開設したウェブサイトに掲載するものと思っていた商品の紹介文章などとは全く関係がないものだった。

- (4) 消費者は、メディアリクルートから、消費者のウェブサイトへのアクセスが集中しているので、サーバーを拡張すればアクセスが容易になり、今より稼げるようになると言われた。

サーバーの拡張費用は 400 万円が必要だと言われたが、このうちの半分はメディアリクルートが負担するので、残り半分の 200 万円を負担すればよいと言われた。また、30 日以内に利益が出なければ初期費用 34 万円及びサーバーの拡張費用を併せて返金すると言われた。消費者は、消費者金融から 200 万円のうち約 150 万円を借りて資金を準備したところ、メディアリクルートはこの金額でもサーバーの拡張費用の負担額として認めてくれたので、その日のうちにリミテッド名義の口座に振り込んだ。

- (5) 支払後の消費者のウェブサイトは、バナー広告が多少増えただけであった。また、消費者は文章を作成して送り続けたが、別人の文章が掲載されたままであった。その後、メディアリクルートから約 2 万円が一度振り込まれたが、それ以降、報酬が振り込まれることはなかった。メディアリクルートに問い合わせると、文章が下手だからと言われた。結局、消費者はウェブサイト開設費用と拡張費用を支払わされただけで、まともな仕事も報酬ももらえなかった。

- (6) このことから、消費者はメディアリクルートに対して解約を申し出て全額返金を求めたが、契約してから 30 日を過ぎているにも関わらず、メディアリクルートは全額返金に一切応じなかった。消費者は、少しでもお金が返ってくる方が良いと思い、交渉の結果、メディアリクルートが約 15 万円の返金に応じたので、全額の返金を諦めて、約 15 万円で解約した。

事例 2

- (1) 消費者は、携帯サイトでメルマガ作成のアルバイトを募集するイノベーション運営事務局（以下「イノベーション」という。）の広告を見つけた。イノベーションに電話すると、担当者は、毎月 10 万円は軽く稼げるというので消費者はこれに応募し、会員の登録料として 3 千円を指定された口座に振り込んだ。登録後、商品を売るための広告文章を作るという 3 日間の研修を受け、研修の報酬として消費者の口座に 1200 円が振り込まれた。

- (2) 研修終了後、担当者から、メルマガ作成の仕事を与えることはできないが、消費者自身の専用のウェブサイトを開設すれば、今よりも収入が得られると説明された。ウェブサイト内で特定の商品の広告文を掲載し、それを見た第三者がその商品を購入すれば、売上金の半分をもらえるというものであった。ウェブサイトの開設費用として 36 万円が必要だと言われて迷ったものの、担当者から、「すぐに元は取れます。」「14 日以内に 36 万円の収入がないようなら全額を返金しますから大丈夫です。」と言われて納得し、消費者金融から開設費用 36 万円を借りて指定の口座に振り込んだ。

- (3) 消費者は契約書類を受け取った際、初めてイノベーションがリミテッドの事業であることを知った。その契約の内容には、「情報商材の提供とWEBサイトの提供サー

ビス及び、情報処理役務の提供」と書かれていたので、自分のウェブサイトが作られた後、イノベーションから情報商材が提供され、その情報商材に関する広告文を書いて自分のウェブサイトに掲載することにより、その商材が売れば報酬がもらえる仕組みと理解した。

- (4) 数日後にウェブサイトのURLが送られたのでこれを確認すると、希望したウェブサイト名やドメイン名になっていたが、別人の文章やバナー広告が掲載されているだけで、情報商材を売っているものではなかった。

契約後から文章作成の仕事が与えられていたが、「副業について」というテーマが与えられて文章を作成してくださいと言われただけで、開設したウェブサイトとは無関係の仕事だった。しかし、このような文章を数通送っただけにも関わらず、消費者の口座に約2万円がイノベーションから振り込まれていた。

- (5) その後、文章を送付しても報酬が支払われることがなかったため、イノベーションに問い合わせると、消費者のウェブサイトのアクセスが集中して商品が売れないので報酬が出せないと言われた。アクセス集中の理由についての説明は受けなかったが、サーバーの容量を拡張するとウェブサイトを見ている人のアクセスが容易になり、今後は稼げるようになるということだった。拡張費用 400 万円が必要だが、このうち 200 万円を会社が負担するので、消費者は残り半分の 200 万円を負担してほしいと言われた。このときもウェブサイト開設のときと同じように、すぐに元は取れる、1 か月で 200 万円が稼げなければ全額返金するし、初めの 36 万円も全額返金すると説明された。
- (6) 消費者は、副業の継続を諦め、開設費用 36 万円の返金を要求したところ、イノベーションから返金を拒否された。その理由は、サーバーを拡張しなければ返金保証は無効で、イノベーションの指示に従わなかったからだと言われ、交渉の末、結局、全額返金には応じてもらえず、4 万円の返金を受け入れざるを得なかった。

3. これら事例の特徴

- リミテッドは、求人情報誌や求人サイトで、「メディアリクルート運営事務局」や「イノベーション運営事務局」と称し、メルマガ作成のアルバイトを募集しています。この募集を見て応募した消費者は、リミテッドからメルマガ作成業務の研修として文章作成を依頼され、すぐに研修中の報酬として数千円が支払われます。
- 研修が終わると、リミテッドは、消費者自身のウェブサイトを開設すれば今より収入が上がる、ウェブサイトを利用した副業をあっせんするなどと告げ、ウェブサイト開設を持ちかけます。

また、このとき、消費者はウェブサイト開設費用相当（30 万円～40 万円）の収入が得られなければ、その費用の全額を返金すると保証されます。
- 契約後、消費者のウェブサイトは開設されますが、リミテッドからウェブサイトを利用した副業をあっせんされることはなく、ウェブサイトとは無関係な文章を作るように指示されます。1～2 万円程度の報酬は支払われますが、開設費用以上の報酬が支払われることはありません。

- リミテッドは、ウェブサイトがアクセス困難になったと言って、サーバー容量拡張等の追加契約を持ちかけます。消費者は、この契約を結ばない限り、その後の報酬はないと説明されます。
- 消費者が、全額返金保証に基づいて返金を申し出ても、リミテッドから約束どおり開設費用の全額を返金された事例はありません。

4. 当庁が確認した事実

- 当庁は、本年4月に改正された消費者安全法に基づき立入調査を初めて行うなどして調査したところ、消費者がウェブサイトを開設しても、それを利用した副業をリミテッドからあっせんされた事例も、開設費用以上の収入を得ることができた事例も確認できませんでした。さらに、一定期間後、約束どおり全額が返金された事例もありませんでした。
- リミテッドが、消費者のウェブサイトを搭載するサーバーを拡張した事実はありませんでした。また、消費者のウェブサイトにアクセスが集中しており、閲覧が困難になっているなどと告げていますが、リミテッドにはアクセスの状況は知り得ないことが判明しました。
- リミテッドの代表者は、知人を介して面識のない者（以下「リミテッド事業者」といいます。）から頼まれて会社を設立していました。
また、リミテッドが求人情報誌や求人サイトで掲載していた連絡先は、電話レンタル事業者や私書箱事業者のものであり、そのような事業者を複数利用してリミテッド事業者の所在が分からないようにしていました。

5. 消費者の皆様へのアドバイス

- 前記調査結果を踏まえると、リミテッドは適正な事業活動を行っていないことが認められます。同社が行うウェブサイト開設の勧誘には応じないようにしましょう。
- 電話やウェブサイトで、直接事業者と対面しないで取引を行う場合には、取引先事業者やその契約形態をよく確かめるようにしましょう。
- 「簡単に稼げる」、「確実に収入がある」等、将来の報酬を保証したり、この保証を前提として金銭負担を求める勧誘には気を付けましょう。
また、勧誘の過程で研修の報酬などと言って少額の金銭を受け取らせて、消費者の信用を得ようとするなど手口が巧妙なので注意しましょう。
- このような勧誘を受けたり、取引に不審な点がある場合は、以下の消費生活センター等に相談しましょう。
 - 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口、消費者ホットライン
電話 0570-064-370
 - ※ 消費者ホットラインとは、消費生活センター等、各地の消費生活相談窓口を御存知でない方のための案内窓口です。

（以 上）